

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者に対し、以下の処分を行うことを決定しましたので、お知らせします。

1 対象

- (1) 法人の名称 株式会社ゲレンデ
- (2) 代表者 代表取締役 志村瑛士
- (3) 法人の所在地 相模原市中央区上溝1650番地7
- (4) 事業所の名称 はいたち
- (5) 事業所の所在地 相模原市中央区田名4321番地1
- (6) サービスの種類 放課後等デイサービス、児童発達支援
- (7) 定員 30名
- (8) 指定年月日 令和2年3月1日

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定取消し
- (2) 処分年月日 令和6年5月30日
- (3) 指定取消年月日 令和6年7月31日

3 主な処分理由

不正請求、虚偽の報告及び不正の手段による指定(法第21条の5の24第1項第6号、第7号及び第9号関係)

- (1) 当該事業所で行う放課後等デイサービスの3単位目に係る令和5年4月1日の法第21条の5の3第1項の規定による指定のための申請時において、人員配置基準を満たしているように装うため、実際に勤務することができない児童発達支援管理責任者及び保育士を勤務予定者として市に申請をし、不正の手段により指定を受け、令和5年4月から11月までのサービス提供分に係る障害児通所給付費について、市に対して不正に請求し、受領した。

また、常勤の児童発達支援管理責任者及び保育士が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の出勤簿及び給与支払対象者とその出勤日数を記載した書類を作成し、法第21条の5の22第1項の規定による市からの報告の求めに対し、虚偽の報告を行った。

- (2) 当該事業所で行う放課後等デイサービスの2単位目において、児童指導員又は保育士が2名以上配置されていない期間について、保育士が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の出勤簿及び給与支払対象者とその出勤日数を記載した書類を作成し、法第21条の5の22第1項の規定による市からの報告の求めに対し、虚偽の報告を行った。

また、保育士が勤務したように装うことで、令和5年9月及び10月のサービス提供分に係る障害児通所給付費について、サービス提供職員欠如減算を適用せずに市に対して不正に請求し、受領した。

4 返還請求額

不正に請求して受領していた障害児通所給付費の返還を求めるほか、法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を請求しました。

請求総額 15,189,466円(不正請求額10,849,619円、加算額4,339,847円)

5 欠格事由該当者

法人代表者及び事業所管理者

6 利用者について

利用者及び保護者が他の事業所への通所を希望する場合は、指定取消しの日までに他の事業所への引継ぎを行い、利用者のサービス継続が図られるよう事業者に対し指導を行うとともに、市も関係機関と連携し対応を行います。

問合せ先
福祉基盤課
電話：042-769-1394（直通）